豊橋市乳児期家事支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳児期の児童を養育する家庭における家事支援サービス(以下「サービス」という。)の利用を支援することで、家事と育児の両立にかかる負担の軽減を図る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、豊橋市(以下「市」という。)とし、その一部を市 長の登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)に委託することができる ものとする。

(利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、市内に住所を有し、同一世帯において乳児期の児童を養育している者とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(クーポン)

第4条 市は利用対象者に対し、サービスを利用するためのクーポンを交付するもの とする。

(利用申請)

第5条 サービスを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、登録事業者 に申込みを行うものとする。

(サービスの内容)

- 第6条 サービスの内容は、日常的に行う家事で次の各号に掲げるものとする。
 - (1)食事の準備及び後片付け
 - (2) 衣類やタオル類の洗濯
 - (3) 居住内の掃除、整理整頓
 - (4) 生活用品の買い物
 - (5) その他必要な家事支援

(サービスの利用回数、日時、時間及び場所)

- 第7条 サービスの利用における回数、日時、時間及び場所については以下のとおり とする。
 - (1) サービスの利用回数は、児童1人につき6回を上限とする。
 - (2) サービスを利用できる日時は、登録事業者がサービスを提供できる日時とする。
 - (3) サービスを利用できる時間は、1回2時間以上で登録事業者が定める時間とする。

(4) サービスを利用できる場所は、利用者の居所とする。

(利用料)

第8条 利用者がサービスの提供を受けたときは、登録事業者にクーポンを提出し、 1回につき500円を支払うものとする。

(利用期間)

第9条 サービスの利用期間は、クーポンの交付を受けたときから、対象となる児童 の1歳の誕生日の前日までとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、第3条及び第9条の規定に関わらず、令和4年4月2日から令和5年3月31日までに出生した児童を養育する者は、令和6年3月31日までサービスを利用できるものとする。